

機関番号：13901
 研究種目：基盤研究(C)
 研究期間：2008～2010
 課題番号：20520642
 研究課題名(和文)
 法的象徴物の利用にみるフランク時代の王権と社会
 研究課題名(英文)
 Uses of legal symbols in the Frankish kingdom
 研究代表者：
 加納 修 (Kano Osamu)
 名古屋大学・文学研究科・准教授
 研究者番号：90376517

研究成果の概要(和文)：西洋中世初期のフランク王国では贈与などの契約や紛争解決において多様な象徴物が用いられていた。その中でも、とりわけフェストゥーカと呼ばれる棒や茎は、フランク王権の伸張に伴ってブルゴーニュ、バイエルン、あるいは南仏へと広まっていった。しかし、その際に、各地の法的伝統にしたがってフェストゥーカの用い方や意味が変えられていった。王権の主導のもとフランク王国に同質的な法文化が広まったように見えるが、実際には地域的な法的多様性が残存していたのである。

研究成果の概要(英文)：In early medieval Europe a variety of symbols were used in contracts as donation and in lawsuits. Among them, festuca (baton or stalk) was diffused into regions such as Burgundy, Bavaria, Languedoc, etc. with the expansion of the Frankish kingship. But in the process of diffusion, its use and signification were transformed. This shows the importance of legal traditions proper to these regions rather than an effort of the Frankish kingship to propagate homogeneous legal culture.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：西洋中世史

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：西洋史、中世史、王権

1. 研究開始当初の背景

国内では、フランク時代の法における象徴物の使用に関する専門的な研究はほとんど存在しない。本研究の対象の一部を、同じく法的象徴に注目しつつ考察した近年の重要な研究として、森義信「フランク時代の裁判風景(3)：部族法典にみられる象徴主義」『大妻女子大学紀要(社会情報系、社会情報学研究)』第5号(1996年)を挙げることができる。しかし、この論文で著者は、対象を裁判に、また史料をゲルマン部族法典に限定している。実際に行われた裁判の記録は利用されていないし、裁判以外の法律行為における象

徴物の使用の問題は検討されていない。また部族法典に見られる口頭の行為(宣誓)や身振りや、棒などの象徴物の使用の多さを、フランク社会における文字使用の普及度の低さから説明するにとどまっている。

国外でも、研究動向は国内とさして変わらない。近年では、西洋中世国家における象徴儀礼に対する関心が高まってきているが、法の領域における象徴主義の問題はほとんど研究対象とされることはない。フランク社会における法的象徴物の使用に関して参照すべき研究は、19世紀後半から20世紀初頭の、国制史・法制史研究が西洋中世史研究の中心

であった時期に書かれたいくつかの研究にとどまっている。たとえば、Karl von Amira, *Der Stab in der germanischen Rechtssymbolik* (= *Abhandlungen der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Philologische und Historische Klasse*; Band 25, 1), München 1909 や、M. Thévenin, *Contributions à l'histoire du droit germanique, 3. Wadium et Festuca, Nouvelle revue historique de droit français et étranger*, 1880, 69-99 が基礎的な研究であり、フランク法において最も頻繁に用いられた法的象徴物であるフェストゥーカについて、「ゲルマン法」の特徴の解明を目指して検討を施している。一般の歴史研究と法制史研究がほとんど乖離してしまっている現在では、法制史家がときおり個別的な論考を著している程度である。代表的な研究者として、Ruth Schmidt-Wiegand をあげられるが、フランク法における象徴主義を口承文化の特徴として捉えている。

これに対して本研究は、フランク社会における法的象徴物の使用を口承文化の特徴と捉える立場には立たない。また、文字使用と象徴主義の間の複雑な関係に焦点を定めるものでもない。むしろ、フランク社会における法的象徴物の使用状況から、王権の性格とその変容を解明することを主要な課題とする。法的象徴物の使用の仕方における王権と一般の住民との間の相違とその意味、ならびに法的象徴物の使用の仕方に王権が及ぼした影響を、部族法典のみでなく、また実際に行われた法律行為の記録である証書やその雛形となる書式を用いて検討する。

2. 研究の目的

本研究は、西洋中世初期フランク時代の王権の特徴を明らかにするために、王権の象徴そのものではなく、一見したところ王権とは関係のないように見える法的象徴物に焦点を定め、それらを王権がどのように利用したか、また一般の住民によるそれら象徴物の使用に王権がどのような影響を及ぼしたかを検討するものである。フランク社会において種々の法律行為で用いられた象徴物について、王権がそれらの象徴物とどのような関係を取り結んでいたかを検討する作業を通じて、象徴物自体の意義を明確にするとともに、フランク時代の王権の独自性、ならびに王権が社会に与えた影響を歴史的に解明することを主要な目的とする。

3. 研究の方法

フランク社会における法的象徴物に関する史料と研究文献を収集し、いかなる法律行為でどのような象徴物が用いられたかを調査し、法律行為の種類・象徴物の種類・象徴物の使用者を基準としてデータを整理する。

主として以下の史料を調査する。

(1) フランク法の法典である『サリカ法典』と『リプアリア法典』。必要に応じて西ゴート族、ブルグンド族、アラマン族、バイエルン族など他のゲルマン部族の法典を参照する。これらは『ドイツ史料集成』(*Monumenta Germaniae Historica* =MGH)によって編纂・刊行されている。

(2) 書式集

『マルクルフ書式集』、『リンデンブルック書式集』、『トゥール地方書式集』、『サンス書式集』、『ザクト・エンメラム書式集』などフランク王国から伝わる約 20 点の書式集。書式集については、実際には成立地が不明なものがいくつかあるので、写本が生産された地域を考慮に入れる。それゆえ MGH 版を利用するとともに、写本分布についても調査を行う。

(3) 証書

① メロヴィング朝とカロリング朝の国王証書。MGH 版と、西フランク王については、『フランス史に関連する証書と国王文書』(*Chartes et diplômes relatifs à l'histoire de France*)叢書を用いる。

② 私文書

フランク時代から伝わる証書は膨大な数量に及ぶため、M・テヴナンが編纂した証書集 (*Marcel Thévenin, Textes relatifs aux institutions privées et publiques aux époques mérovingienne et carolingienne. Institutions privées, Paris, 1887.* 本書 pp. 263-264 に代表的な象徴物のリストが付されている) を手がかりに、いくつかの証書集に限定して作業を進める。ブルゴーニュ地方については、クリュニー修道院とサン・ベニーニュ修道院の証書集 (*Recueil des chartes de l'abbaye de Cluny, éd. A. Bernard et A. Bruel, Paris, 1876-1903; Chartes et documents de St-Bénigne de Dijon, éd. G. Chevrier et M. Chaume, publié par R. Folz, 1986*)、バイエルン地方については、フライジング司教座の証書集 (*Die Traditionen des Hochstifts Freising, hg. von Th. Bitterauf, Aalen, 1967*)、ラングドック地方については、De Vic と J.Vaissète が編んだ集成 (*Histoire générale de Languedoc, Toulouse, 1872-1904*) を調査する。

またすべての象徴物を網羅的に調査することは困難なので、とりわけ、多様な法律行為で用いられていたフェストゥーカ (棒や茎) とヴァディウム (担保を象徴する何らかのもの)、奴隷解放に用いられていた貨幣 (デナリウス銀貨) を検討する。

4. 研究成果

(1) フランク時代の法律行為における象徴物の使用

フランク時代には贈与などの種々の契約や裁判手続きにおいて多様な象徴物が用い

られていた。最も多いのは、棒や杖、あるいは枝や茎など、木や草を素材としているものである。しかし、それらを示す用語は多様である。Festuca, virga, virgula, ramum arboris, baculum, fustis などの語が用いられ、しかもこれらの用語の間の関係は時期や地域によって異なっていた。それゆえ、申請者は festuca という言葉の用法にも着目することにした。その他の象徴物として、同じく頻繁に用いられたのは手袋 (andelangus, wanto) である。他に鍵や蝶番、門扉、インク壺、ナイフや剣、芝士、デナリウス貨幣などが知られる。また、保証契約の際にも象徴物 (wadium) が用いられたが、具体的に何であったかは不明である。

以上の象徴物がいかなる法律行為で用いられたかについては、史料が残りやすいこともあって、大半は土地財産の贈与や売却などの譲渡契約に関連している。土地譲渡の際には、証書を含めて多様なモノが用いられており、またしばしば同時に複数のモノが用いられていた。財産移転の際に用いられた代表的な象徴物は、festuca と andelangus である。また Festuca は、法律行為の委任や権利の放棄の際にも広く使用されていた。それゆえ、特定の法律行為と特定の象徴物との結びつきを確認することは常に容易であるわけではない。Festuca はまさしくそうした象徴物である。逆に、デナリウス貨幣については、大半は奴隷解放と奴隷身分入りの儀礼に、またときおり婚約の際に用いられており、保護支配に関連していることが確実である。

使用者については、象徴物に言及する史料の大半が私文書である事実を差し引いても、王が自己の土地財産を譲渡する際にほとんど象徴物を用いていない事実は注目に値する。フランク時代の国王証書を調査した結果、王が festuca を用いていないことが明らかになった。逆に、遅くともカロリング期以来、王はデナリウス貨幣を用いて奴隷を解放したことが知られる。

(2) festuca について

① 最古の用法

Festuca の最古の用法を伝えるのは、『サリカ法典』ならびにその改訂版とも言える『リプアリア法典』である。当初 festuca は3種類の法律行為で用いられていた。すなわち、アファトミーと呼ばれる、相続財産継承のための特殊な手続き、fides facta (信約) と呼ばれる誠実義務を内容とする方式契約、そして誓約である。これらの手続きにおいて festuca は、投げられたり掴まれたりするモノであり、財産の放棄や自己の生命を賭すことを象徴していた。したがって、後者の場合には、ドイツ法制史で「自己保証」と呼ばれる手続きとの接点が見られ、保証の際に通常用いられた wadium は festuca であったとされてきた。

しかし、史料において festuca と wadium はたいてい明確に区別されており、両者がともに用いられる場合には、festuca は権利の完全な放棄を象徴するのに対して、wadium は係争物件の返還を相手方の当事者に対して保証するために用いられた (たとえば、747年宮宰カールマンの証書: Nos autem cum iusticia considerantes casum humane fragilitatis, pro salute anime nostre vel stabilitate regni nostri ipsam villam Lethernau una cum appenditiis vel adiacentiis suis per nostrum wadium ipsum abbatii Anglino visi sumus reddidisse, et per nostram festucam nos in omnibus exhibuisse, in *Die Urkunden der Arnulfinger*, hg. von I. Heidrich, Bad Münstereifel, 2001, n° 16)。Festuca は、wadium とは異なり、二人の間での私的な契約を刻印するものではなく、権利の放棄や自己を賭すことを可視的かつ公に表明するための道具であった。Festuca の使用にはたいてい口頭での表明行為が伴っており、まさしく誓約をしるすものであった。それゆえ、保証契約の際に用いられた wadium が festuca であったとするドイツ法制史学の通説は見直す必要がある。

② 財産の移転

数多くの書式集や証書が示すように、その後フランク時代を通じて festuca は、主として権利の放棄と財産の移転の際に用いられた。この象徴物の歴史を跡づけるためには、財産の移転の際に用いられた festuca が何を象徴していたかが問題となる。多くの証書は、festuca によって権利を放棄したことを示しているが、一部の証書は、festuca によって土地を「贈与する (donare)」あるいは「引き渡す (tradere)」ことを記している (たとえば、*Formulae Salicae Lindenbrogiana*, n° 1. *Donatio ad casa Dei: ...per hanc cartolam donationis sive per fistucam atque per andelangum ad opus sancti illius a die praesente donamus, tradimus adque perpetualiter in omnibus transfiramus...*)。これらの証拠がとりわけフランク法の慣習を記すとされる『リンデブルック書式集』に見られることから、festuca はフランク人の中で古くから土地譲渡の際に用いられ、引渡を象徴していたとされてきた。ここでも注意が必要である。権利放棄を象徴する場合には festuca は単独で用いられているが、引渡の際には手袋などの他の象徴物とともに用いられているだけでなく、しばしば証書による譲渡か festuca と手袋による譲渡かが選択させられているからである。しかも引渡の象徴としての festuca の使用はより遅い時期になって、フランク王国の中核地帯よりもむしろイタリアで作成された証書や、あるいはバイエルン地方で筆写された書式に頻繁に見られる。一つの仮説として、festuca による引渡は、土地譲渡における

証書使用の広まりに伴って、それまでの法慣行を新たに解釈し直した結果として生み出された新しい手続きであり、それと同時に *festuca* の意味合いが変化したことである。かくして、もともと *festuca* が有していた強い意味合い、すなわち自己を賭す、あるいは完全なる権利の放棄、といった意味が希釈され、知行の授与にも用いられることが可能になるというプロセスを想定することができる。

③ *festuca* 使用の地理的広がり

Festuca はもともと「フランク的な」象徴物であった。フランク王国の拡大とともにこの象徴物は、ザクセンを除く大半の地域に浸透する。その際に *festuca* は、在地の法慣行に応じて解釈され直して受容されていった。たとえば、南仏のようにローマ法の伝統が強いところでは、権利放棄の際に用いられるようになるが、*stipula* (藁) という言葉で言い換えられ、それを投じて足で踏みつける行為が行われた。語法の面で見れば、*festuca* が異質と感じられた地域では、それを別の言葉（たとえば、*pillum* など）で表現しようとする傾向が見られる。他の言葉と互換可能となることで、*festuca* がもともと有していた意味合いが変化することになる。

近年ではカロリング王国の大部分の地域で共通の法文化が共有されており、それがカロリング王権の文化政策の一部であったとする見方が主流となりつつある。*Festuca* の浸透も、こうした見解を裏付けるように見えるが、実際には、*festuca* という法的な象徴物がフランク王国の新たな支配領域に導入されただけでは、それを王権の文化統一政策の証拠と見なすには不十分である。*Festuca* は在地の法的伝統の中で解釈された上で受容されたのであり、解釈された結果として、その意味合いも変容する動力を与えられたからである。

(3) デナリウス貨幣について

法的象徴物としてのデナリウス貨幣については、この象徴物を用いた奴隷解放に焦点を絞った。研究成果は以下の諸点にまとめられる。

① メロヴィング期には、王の面前で奴隷主がデナリウス貨幣を投じることで、奴隷を完全な自由人にすることができた。それは王のみが奴隷の地位を完全自由人に引き上げることができたからである。メロヴィング王がこの方式で自己の奴隷を解放したことは証明されない。したがって、王権の関与は私的な利害に基づくのではなく、メロヴィング王は法的な資格に基づいて、住民のためにこの制度を設けていた。

② カロリング期に入ると主として三つの点で変化が生じる。第一に、王自身がこの方式で自らの奴隷を解放するようになるこ

とである。第二に、王もしくは世俗の有力者が教会と交換した奴隷がこの方式で解放されることになる。第三に、手続きの仕方が変化し、王が自己の奴隷だけでなく第三者の奴隷を解放するときですら、奴隷の手からデナリウス貨幣をすべり落とす方式へと変化する。これらすべての変化は、いまやこの方式の奴隷解放が、王権の利害関心が大きいに反映された制度となったことを示している。814年に即位したルイ敬虔帝以後、教会財産は国庫と同じく王の許可なく譲渡できないものとなり、教会財産としての奴隷の解放もまた王の統制の対象となったのである。この方式で解放される奴隷は、いわば王の支配下にある財産であったため、王自身が自らの手でデナリウス貨幣を奴隷の手からすべり落とす方式へと変更したと想定される。こうした変化に伴い、解放される奴隷もまた、王自身の奴隷か、あるいは王がその財産を統御する人物や組織に属する奴隷となり、デナリウス方式による奴隷解放はカロリング王権の財産上の利害に密接に関連する制度となった。カロリング王権は、メロヴィング期には住民に広く開かれていた制度を、自らの利害に奉仕する道具へと変えてしまったのである。

(4) 展望

Festuca はフランク王権の伸張とともに、この象徴物を知らなかった住民の間に広まったが、王権はその使用方法に直接的な影響は与えなかった。それゆえ、この象徴物の広まりを基準として、フランク王国住民が共通の法文化を共有しており、その背後にカロリング王権の文化政策が横たわっていたとする理解は正確ではない。しかし、*festuca* がどのように浸透していったか、とりわけ在地の法的伝統とどのような形で適合させられたかをより具体的に解明する作業は残されている。本研究で示したように、*festuca* が解釈され直して使用されたと想定されるので、*festuca* とそれを用いた法律行為の意味を再検討することが、この象徴物の歴史研究に貢献するであろう。その際に、言語レベルでの変化と、実際の法律行為の変容との関係にも注目しなければならない。

Festuca とは対照的に、王権が自ら当該の象徴物を用いることで、その意味を変容させたことを示すのは、デナリウス貨幣である。奴隷解放で用いられたデナリウス貨幣の象徴的意味については、奴隷が負っていた賃祖である、あるいは奴隷の価値を示す、といった多様な見解が提示されているが、フランク時代を通じてデナリウス貨幣が同じ意味を有していたと考えることは、王権の積極的な介入により手続きが変化した事実を考慮に入れていない、非歴史的な捉え方である。メロヴィング期に王の面前で奴隷主がデナリウ

ス貨幣を投じる際に、奴隷に対する「放棄」を明示することが重要であったのに対して、カロリング期に王が第三者の奴隷の手からデナリウス貨幣をすべり落とすのは、奴隷という財産が王の統制下にあったからであった。デナリウス貨幣を用いた奴隷解放において、力点は、完全なる自由の付与から、王による王自身が利害を持つ財産としての奴隷解放へと変化したのである。かくして、この制度は、王権の利害にしたがって、しかしながら、とりわけ教会のために広まっていった。この点で、同じくカロリング王権が導入した職権的証人尋問の制度と比較が可能であり、カロリング王権の特質を解明するのに有益であろう。同じく、こうした変化をもたらしたフランク王国の法的状況の変容プロセスを解明することが、フランク国家と社会の独自性をあぶり出すのを可能にするはずである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

① Osamu KANO, Un acte perdu de «mainbour» de Clovis III en faveur d'Ingramnus, *HERSETEC* 4-1, 2011, pp. 23-28. 査読有

② Osamu KANO, La loi et l'activité du tribunal royal dans l'État franc du VIIe au IXe siècle (1), *HERSETEC* 3-1, 2010, pp. 55-64. 査読有

③ 加納 修 「家臣制の象徴儀礼についての覚え書き-フェストゥーカを手がかりとして-」 『名古屋大学文学部研究論集 (史学)』 56、2010、41-57 頁、査読有

④ Osamu KANO, Dater les deux actes du Formulaire de Marculfe (I, 12 et 13): quelques remarques sur l'évolution de l'affatomie, in *Herméneutique du texte d'histoire: orientation, interprétation et questions nouvelles*, Global COE Program International Conference Series No. 6, Graduate School of Letters, Nagoya University, 2009, pp. 33-44. 査読無

⑤ Osamu KANO, Quelques notes sur la représentativité des actes transmis des Mérovingiens, *HERSETEC*, 2-1, 2009, pp. 33-42. 査読有

[学会発表] (計3件)

① Osamu KANO, Pour l'histoire d'un symbole juridique: la festuca dans le haut Moyen Âge. *Société nationale des Antiquaires de France*, 2010年5月26日, パリ・ルーヴル宮モリアン館

② 加納 修 「家臣制の象徴儀礼再考-フェストゥーカを手がかりとして-」 日仏歴史学会

第1回研究大会、2009年3月28日、お茶の水女子大学

③ Osamu KANO, Dater les deux actes du Formulaire de Marculfe (I, 12 et 13): quelques remarques sur l'évolution de l'affatomie, *Herméneutique du texte d'histoire: orientation, interprétation et questions nouvelles*, Global COE Program International Conference, 2009年3月7, 8日、東京フォーラム

6. 研究組織

(1) 研究代表者

加納 修 (Kano Osamu)
名古屋大学・文学研究科・准教授
研究者番号: 90376517

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし